

綾町DX推進計画

(令和6年10月)

目次

1. はじめに
2. 策定の趣旨
3. 計画の位置付け
4. 計画期間
5. 計画の方向性
6. 推進体制

(参考) 人材育成

1 はじめに

DX (Digital Transformation) とは…

業務には根拠となる法律や規則や条例があり、それに従って効率よく業務を遂行するための方法や手順、すなわち業務フローが存在します。先人の知恵や経験の結晶です。

それをデジタルの力で更に効率化するのがD、デジタルイゼーションです。

しかし、先人の知恵や経験が時代に合わなくなっていて陳腐化し、そもそものやり方を変えたほうがより効率的で高品質な業務遂行が可能となる場合もあります。

この既存のやり方、業務フローから変革するのがX、トランスフォーメーションです。

既存の業務フローを変えようとするとき必ず反発があります。この意識を転換するのもXです。

場合によっては組織体制が妨げになるかもしれません。これを打破するのもXです。

もしかすると法律や条例が制約になるかもしれません。これを改正まで持っていくのもXです。

DXは非常に広範かつ包括的な概念ですが、本町ではシンプルに、

”先入観を排除しゼロベースであるべき姿を定義し、それを実現すること”と定義します。

そこにデジタルの知識があると幅が出ます。主体はXであり、Dは手段の一つです。

2 策定の趣旨

■社会情勢（キーワード）

「人口減少」「少子高齢化」「成熟社会・価値観の多様化」「デジタル化の急速な進展」

■社会情勢を踏まえた課題

- 職員数の減少
- 多様化・複雑化する課題への対応
- 行政のデジタル化の遅れ
- 業務効率化を助長する庁内体制が不十分

上記のような社会情勢や課題に直面する中で、本町の持続可能性を担保するためにはDXの推進は必要不可欠です。

国の各種法律（デジタル社会形成基本法や官民データ活用推進基本法、デジタル手続法等）の制定や、総務省「自治体DX推進計画」、内閣官房「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定等も踏まえ、本町のデジタル化・DXの方向性・方針を庁内で共有し取り組みを加速させるために本計画を策定します。

3 計画の位置付け

本計画は、本町が取り組みを進めるデジタル化・DXの方向性を示すとともに、綾町総合長期計画（施策1-6 電子自治体の推進）及び官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する市町村官民データ活用推進計画として位置付けます。

また、国全体のデジタル化の方向性を定めた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や、県全体のデジタル化の方向性を定めた「宮崎県情報化推進計画」、自治体に取り組むべき事項や国の支援策を具体的に示した「自治体DX推進計画」の内容も勘案します。

（参考）関連法

- ・デジタル社会形成基本法（デジタル社会全体の枠組み。以下3法が相互に補完する関係性）
デジタル技術を活用して日本の国際競争力を強化し国民の利便性を向上させることを目的とした法律。
主要施策：デジタル庁の設置、データ標準化、人材育成、サイバーセキュリティの確保、個人情報保護等。
- ・官民データ活用推進基本法（データ活用に特化）
国や地方公共団体、民間企業が保有するデータを効果的に活用することで地域活性化や新事業の創出、国際競争力強化を目指す法律。
主要施策：行政手続きのオンライン化、オープンデータの推進、マイナンバーカードの普及と活用、データの互換性・規格の整備等。
- ・デジタル手続き法（行政手続きに特化）
行政手続きをデジタル化し住民や事業者の利便性を向上させ行政運営を効率化することを目的とした法律。
行政におけるデジタル化推進の基本原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）が明記。
主要施策：行政手続きのオンライン化、添付書類の撤廃、手数料納付のオンライン化等。

4 計画期間

■計画期間 令和6年度～令和7年度

上位計画である総合長期計画の計画期間と合わせます。総合長期計画の見直しと合わせ本計画の見直しを行います。

また、計画期間内においても情報通信技術や政策の進展により適宜計画内容を見直します。

5 目指す方向性

(1) 基本方針

限られた人的・物的・経済的資源の中で全領域で同時並行的にDXを推進することは困難です。まずは下記を優先事項と定め、重点的に取り組みを推進します。

【方針1】
便利で充実した行政サービスの実現

町民視点で行政サービスをデザインし、時間や場所にとらわれない行政サービスを提供することで町民の利便性向上を図ります。

【方針2】
行政事務の効率化

職員数が減っても複雑化・多様化する行政ニーズに対応し続けられるように、行政事務の効率化に取り組みます。

5 目指す方向性

(2) 基本方針を踏まえた具体的な取組み

【方針1】
便利で充実した行政サービスの実現

- 1-1 行政手続のオンライン化 (R6年度)
- 1-2 健診予約のオンライン化 (R6年度)
- (その他候補)
 - ・ 公共施設予約のオンライン化
 - ・ 書かない窓口の推進
 - ・ コンビニ交付サービスの導入
 - ・ キャッシュレス決済の推進
 - ・ マイナンバーカードの普及及び利活用

【方針2】
行政事務の効率化

- 2-1 自治体情報システムの標準化 (R7年度)
- 2-2 財務会計システムの電子決裁化 (R6年度)
- (その他候補)
 - ・ デジタル人材の育成
 - ・ 文書管理システムの導入
 - ・ ロー／ノーコードツールの導入
 - ・ 生成AIの導入
 - ・ RPAの導入
 - ・ デジタル原則に基づく条例等の点検見直し

5 目指す方向性

(3) 取り組みの概要

方針1：便利で充実した行政サービスの実現

1-1 行政手続きのオンライン化

現状の課題	「ぴったりサービス」を活用したオンライン手続きは令和5年度に開始しているが、町民の利便性を考慮し、更なる対象範囲の拡大が必要。		
概要	来庁せず、簡素な申請や届出を可能とするため、各種行政手続きをオンライン化し、町民の利便性を向上。併せて、後方事務のBPRを実施。		
具体的施策	汎用オンライン申請システムを導入し順次、行政手続きのオンライン化を実施・拡大。将来的にはオンライン化率100%を目指す。		
スケジュール	令和5年度 ぴったりサービス稼働	令和6年度 オンライン申請システム導入	令和7年度 効果検証 対象手続き拡大

5 目指す方向性

方針1：便利で充実した行政サービスの実現

1-2 健診予約のオンライン化

現状の課題	<p>【住民】紙による申請のため、申請内容を失念したり、郵便到着時点で希望日が埋まっており再調整が必要なケースがある。</p> <p>【職員】申請内容の不備や予約調整で電話対応が必要となる。申請内容をシステムに手入力するため、入力ミスの可能性を内包する。</p>	
概要	パソコンやスマートフォンから時間にとらわれない健診申込みを可能とし町民の利便性を向上させる。併せて、システム間データ連携を行い後方事務の効率化を図る。	
具体的施策	健診予約システムを導入し、健診予約のオンライン化を実現する。	
スケジュール	令和6年度 準備・導入	令和7年度 本格稼働 効果検証

5 目指す方向性

方針 2：行政事務の効率化

2-1 自治体情報システムの標準化

現状の課題	全国の自治体が独自に基幹系システムを構築・運用しており、データ連携・利活用が難しくなっている。また、法改正対応や維持保守を自治体毎に行う必要があり、日本全体のシステムコストを増大させている。		
概要	国の策定する標準仕様書に準拠するシステムへの移行が義務化されている。また、標準準拠システムはガバメントクラウド上に構築する必要がある。		
具体的施策	2025年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行する。		
スケジュール	令和 2～5年度 調査・検討	令和 6 年度 検討・準備 構築着手	令和 7 年度 本格稼働 効果検証

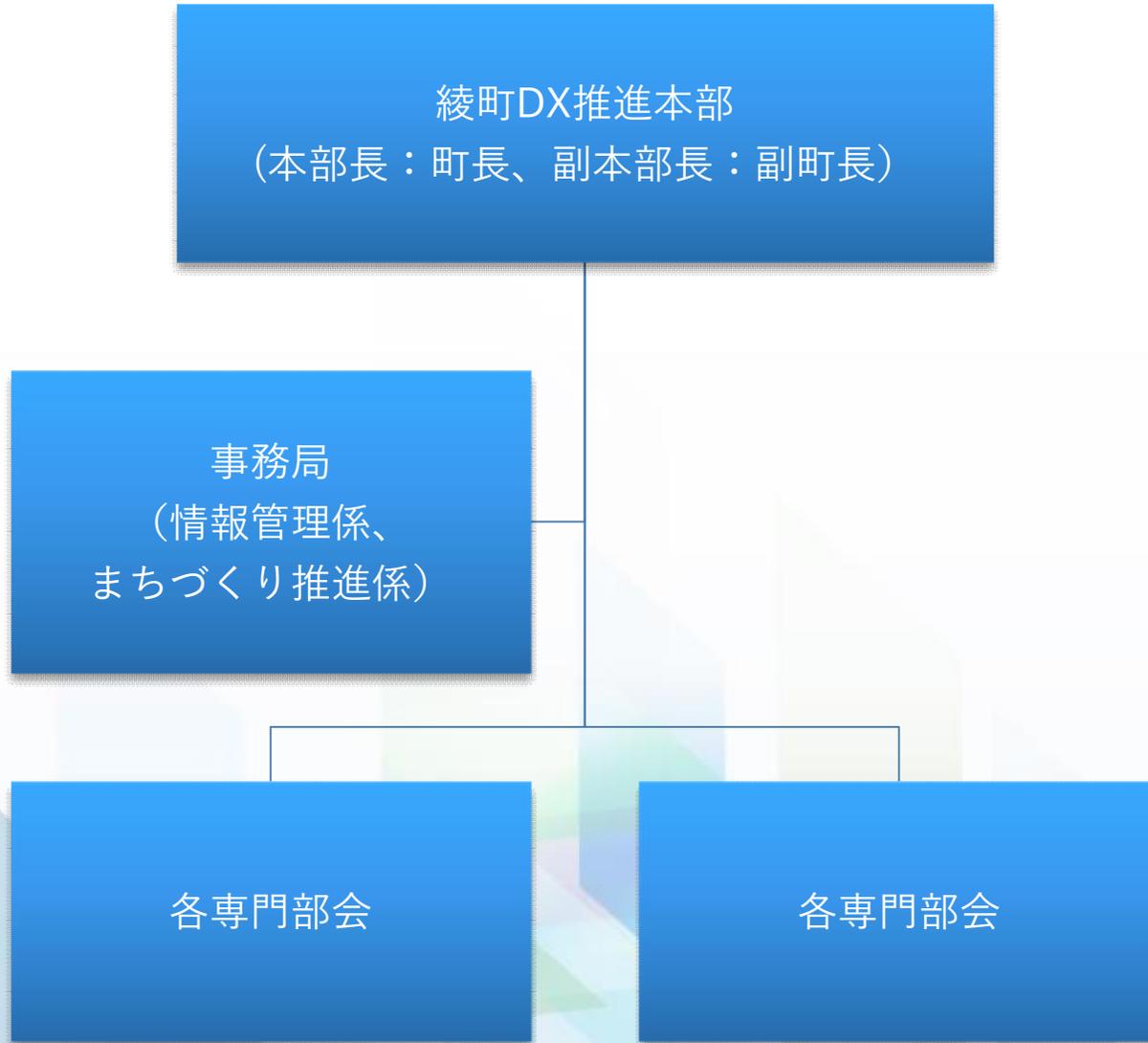
5 目指す方向性

方針 2：行政事務の効率化

2-2 財務会計システムの電子決裁化

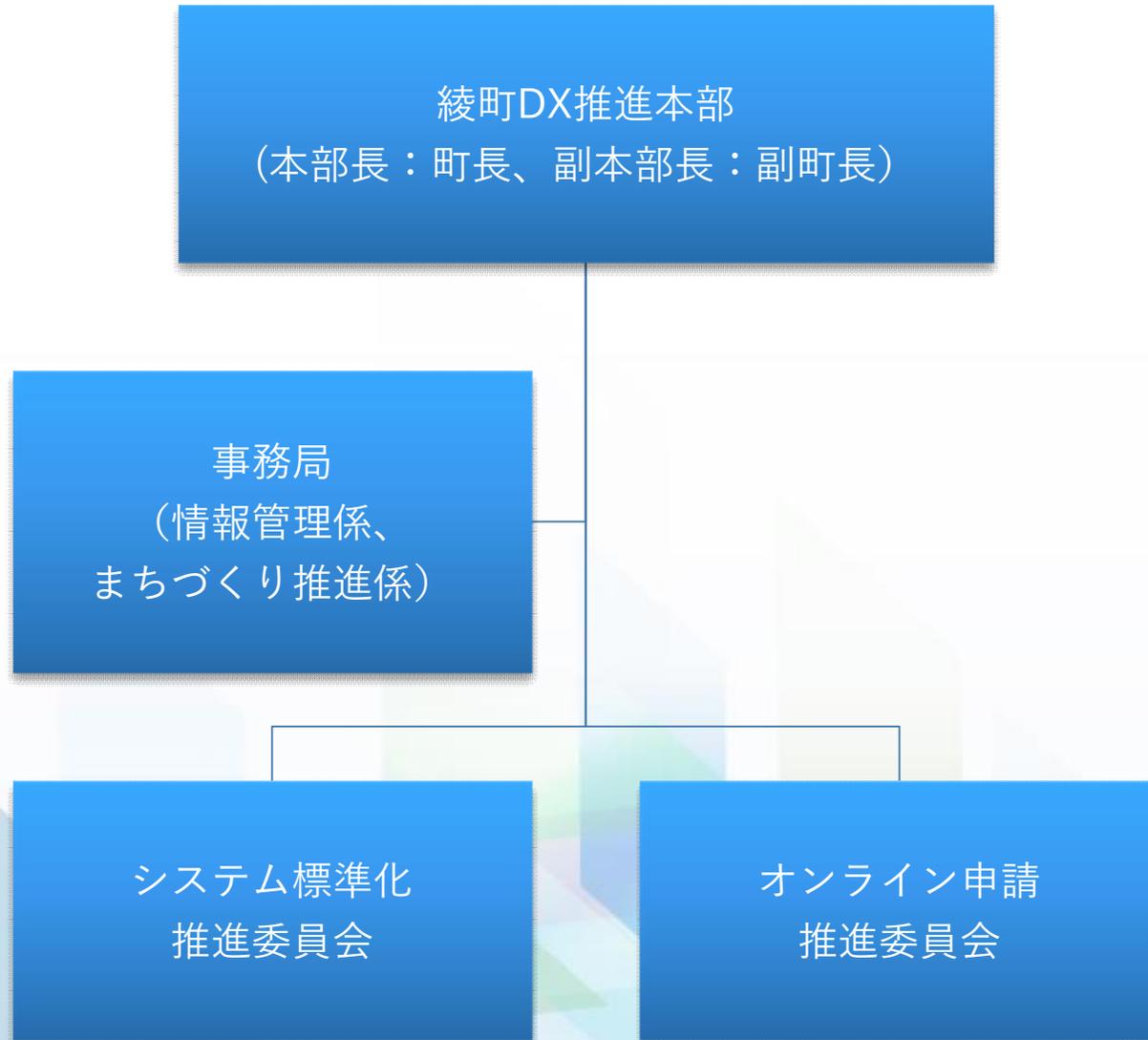
現状の課題	紙による財務会計事務を行っている。調書や関係する添付書類も合わせると紙が相当数にのぼり、保管場所の圧迫や原本を探すのに時間を要している。	
概要	財務会計事務を電子決裁化することにより、調書の印刷を不要とする。また、紙原本からデータ原本へ転換する。	
具体的施策	現在運用中の財務会計システムの電子決裁オプション機能を有効化する。	
スケジュール	令和 6 年度 準備 本格稼働	令和 7 年度 効果検証

6 推進体制



- 幹部会を「綾町DX推進本部」とします。
- 本部長は町長、副本部長は副町長をもって充てます。
- DX推進にあたって課を横断した連携が必要な場合等、必要に応じて専門部会を設置します。
- 情報管理係とまちづくり推進係を本推進体制の事務局とします。
- 体制と併せて人材育成も必要です【(参考)に記載】。
- それぞれの役割は以下のとおりです。
 - 綾町DX推進本部
 - ・理解形成、機運醸成
 - ・方針や計画の審議
 - ・進捗や課題の報告、承認
 - 専門部会
 - ・具体的な施策の検討
 - ・施策に関する調査
 - ・施策の実装
 - ・効果検証、報告

6 推進体制（令和6年度）



- 既に設置済みのシステム標準化推進委員会を本体制の専門部会に位置付けます。
- 今年度導入するオンライン申請システムにおいては、各担当が申請フォームを作成する必要があること、継続的な取り組みとなることから専門部会を設置します。

(参考) 人材育成

■人材育成の必要性

総務省の「人材育成・確保基本方針策定指針」が26年ぶりに改定され、新たな項目として「デジタル人材の育成・確保」が追加されました。デジタル改革やデジタル実装を担う人材の不足は地方公共団体のみならず民間企業でも顕在化しており、内部人材の育成が必要です。

■本町におけるデジタル人材とは？

具体的なデジタル人材像は自治体の実情に合わせ明確化することとされています。

情報社会においてデジタルツールを使いこなすスキルやデジタルリテラシーは特別な能力ではなく、接遇等と同じ一般教養であり全職員が備えるべき標準スキルであると考えます（これらのスキルをもってデジタル人材とは定義しない）。

本町におけるデジタル人材は、「自分のまわりや他の課系の職員に、余力、考える時間、変える気力を生み出すことのできる人材」と定義します。

これは上記指針における「DX推進リーダー」の人材像と合致します。こういったXマインドを持つ職員がいないとそもそもDXが始まりません。

デジタルスキルと同時にXマインドを備えた職員の育成も急務です。